

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
1	福祉保健部	福祉保健課	H19.4.2	災害救助備蓄物資保管料	2,835,000	長崎市出島町2-13 長崎倉庫株式会社 取締役社長 川谷邦男	多量の救援物資を保管する契約であり、契約の相手先を変更すると物資の移送に多大の経費を要すること、物資を被災地へ運搬することを想定した場合、複数(陸路、海路利用可等)の経路が確保できることから、最適な契約相手先として決定した。	第167条の2 第1項 第2号
2	福祉保健部	福祉保健課	H19.4.2	保健所等の情報システム用パソコン等の賃貸借及び保守契約	2,709,000	長崎市出来大工町36番地 扇精光 株式会社 代表取締役 池田 正志	現在使用しているパソコン等には故障や不具合が発生しておらず、まだ十分に使用できる状態であり、新たな機器の設置、データの載せ替え等の処理やリース価格を考慮した場合、再リースで現機器を使用することが効率的である。	第167条の2 第1項 第2号
3	福祉保健部	社会福祉課	H19.5.14	平成19年度長崎県福祉読本発行業務委託	2,760,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 専務理事 草原 輝幸	福祉読本は、小学校教師やボランティア関係者等と協力して作成されるが県社協は福祉読本の作成に必要不可欠である福祉及びボランティア活動に関する専門的知識や人材・福祉・小学校等の関係団体との幅広いネットワークを有した唯一の団体であり昭和56年の福祉読本発行当初からの委託実績、経験もあることから委託先としては、最も適当である。	第167条の2 第1項 第2号
4	福祉保健部	社会福祉課	H19.4.2	生活保護システム業務支援委託	2,142,000	秋田県秋田市南通築地 15-32 北日本コンピューターサービス株式会社 代表取締役 江畑 佳明	生活保護制度では、毎年4月に基準改定が実施され改定に沿ったシステムの1部改修や数値データの修正が必ず必要になり技術支援においてはソフトウェアのプログラムが一般に公開されていない状況を踏まえシステムを熟知し開発者である購入元の業者に委託する以外に該当する業者がないため	第167条の2 第1項 第2号
5	福祉保健部	社会福祉課	H19.4.24	平成19年度地域福祉推進支援事業委託	2,766,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 専務理事 草原 輝幸	この事業は、市町村地域福祉計画等の策定支援等を通じて地域福祉の推進を図る事を目的としたもので市町社会福祉協議会との連携が不可欠であり各民間福祉団体等とも連携が十分に取れ事業実施に必要な人材、知識、情報、経験を有する団体は県社会福祉協議会以外にはないため	第167条の2 第1項 第2号
6	福祉保健部	社会福祉課	H19.4.2	平成19年度長崎県福祉人材センター運営業務委託	53,639,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 専務理事 草原 輝幸	県知事は、社会福祉法第93条第1項により社会福祉人材センターを都道府県ごとに1個に限り指定することが出来るとあり長崎県社会福祉協議会を県福祉人材センターに指定しているため	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
7	福祉保健部	社会福祉課	H19.4.2	戦傷病者戦没者遺族 等援護事業委託金	1,100,000	長崎市江戸町2-1 長崎県軍恩連盟 会長 大坪 茂	当該団体以外には、旧軍人軍属に対する恩給に関する業務を実施している団体がないため他の団体で代替することができない	第167条の2 第1項 第2号
8	福祉保健部	社会福祉課	H19.4.2	戦傷病者戦没者遺族 等援護事業委託金	1,100,000	長崎市江戸町2-1 財団法人 長崎県傷痍軍人 会 会長 吉岡 清	当該団体以外には、傷痍軍人に関する業務を実施している団体がないため他の団体で代替することができない	第167条の2 第1項 第2号
9	福祉保健部	社会福祉課	H19.9.21	ユニバーサルデザイ ンフォーラム事業委託	1,043,000	長崎市茂里町3-24 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 専務理事 草原 輝幸	ユニバーサルデザインの啓発・普及はまだ十分な段階ではなく、事業の効果を有効なものとするためには、地域福祉推進の中核的役割を有する市町の社会福祉協議会や各地域にある民間の福祉団体及び地域で福祉活動を行うNPO法人に、このユニバーサルデザインフォーラムへの積極的な参加を促し、各地域のこれら福祉関係の機関・団体等を通じて事業効果を県下全体に拡大する必要がある。県下の事業者の中で、全県下のこれら社会福祉協議会・民間の社会福祉団体・福祉活動を行うNPO法人と漏れなく連携が取れる事業者は長崎県社会福祉協議会だけである。また、長崎県社会福祉協議会は「福祉活動指導員」等の地域福祉の推進に精通する職員を多数有しており、県下のユニバーサルデザインの啓発・普及を行う際に有効なアドバイスを行うことで事業効果の波及も期待できる。更には、長崎県社会福祉協議会は一般企業のように利潤を追求しないことから、低価格での事業実施が可能である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
10	福祉保健部	社会福祉課	H19.12.25	平成19年度 社会保 障生計調査委託費	1,240,800	佐世保市八幡町1 - 10 佐世保市長 朝長 則男	<p>この調査は、被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的としている。</p> <p>本業務は、被保護世帯の中から抽出した世帯に対する家計簿の配布、回収及び内容審査で、調査内容が被保護世帯のプライバシーに関するものであるため、保護の実施機関である福祉事務所であれば円滑な業務が実施できない。</p> <p>また、当方が厚生労働省の定めた単価により積算した金額を提示し委託契約を行うため、契約の性質及び目的が競争入札に適しないことから、1者随意契約とするものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
11	福祉保健部	医療政策課	H19.4.2	平成19年度長崎県 救急医療情報システ ム管理運営業務委託	5,907,000	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人長崎県健康事業 団 理事長 井石 哲哉	<p>本契約は医療機関、消防、医師会から情報を収集し、救急医療従事者等や県民へ迅速で正確な情報を提供し救急患者の医療を確保するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅当番医の情報収集</li> <li>・輪番医療機関の情報収集</li> <li>・医療機関の開設等や診療科目変更の情報収集</li> <li>・各医療機関の医薬品備蓄の情報収集</li> </ul> <p>これらは、本県の救急医療体制の円滑な運営を目的として設立された長崎県救急医療財団の事務を引き継いだ長崎県健康事業団と各機関が長年にわたり構築した連絡体制によって可能であり、他者では不可能である。よって、目的及び性質上競争入札に適しないと判断したため。</p>	第167条の2 第1項 第2号
12	福祉保健部	医療政策課	H19.4.2	長崎県がん登録・評 価事業業務委託	7,700,000	長崎市中川1 - 8 - 6 財団法人放射線影響研究所 理事長 大久保 利晃	<p>本県のがん登録事業は、ABCC(原爆障害調査委員会)の被爆者調査から始まり、今日まで続いてきたため、データの保管・集計・解析等のノウハウ及び、ハード・ソフトの備品等も全て放射線影響研究所にある。また、本事業は長期間継続することが重要であり、当該研究所以外に委託はできない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
13	福祉保健部	医療政策課	H19.4.2	平成19年度長崎県 感染症発生動向調査 事業委託	2,100,000	長崎市茂里町3 - 27 社団法人長崎県医師会 会長 井石 哲哉	<p>委託内容は、五類感染症の発生報告であり、医療行為を行う医療機関しか対応出来ない。委託先の長崎県医師会は独自に感染症対策理事会を有しており、県下全域の感染症情報を取りまとめることが出来る唯一の団体である。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
14	福祉保健部	医療政策課	19.4.2.	長崎県ナースセンター事業	22,520,000	諫早市永昌町23-6 社団法人長崎県看護協会 会長 荒木 宣代	長崎県看護協会は、平成4年12月17日「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条第1項による「長崎県ナースセンター」(都道府県に1カ所の指定)として指定をうけている。また、県内看護職員の実態把握と医学・看護についての情報を提供できる県内唯一の団体である。	第167条の2 第1項第2号
15	福祉保健部	医療政策課	19.4.2.	長崎県実習指導者講習会事業	3,107,000	諫早市永昌町23-6 社団法人長崎県看護協会 会長 荒木 宣代	本事業は、看護師等の養成に際して実習施設に配置する実習指導者としての知識・技術の修得を目的としている。国の実施要綱により、事業実施に際しては、教室の確保、図書室の利用、講習会担当者として看護師等養成所専任教員の経験者等の実施基準がある。それらの基準を満たし、事業の目的を達成できる団体は、現時点では県内には、当該協会のみである。	第167条の2 第1項第2号
16	福祉保健部	医療政策課	19.4.2.	長崎県准看護師継続教育推進事業	6,627,000	諫早市永昌町23-6 社団法人長崎県看護協会 会長 荒木 宣代	健全、県内看護職員の資質向上に関する研修を体系的・継続的に行っている団体等は、長崎県看護協会のみである。この事業は、准看護師に対し、年間を通じた体系的なプログラムによる継続教育を実施するものであり、他に事業を委託できる相手はなかった。	第167条の2 第1項第2号
17	福祉保健部	医療政策課	H19.4.26	平成19年度自動体外式除細動器講習業務委託	1,300,000	長崎市茂里町3-27 社団法人長崎県医師会 会長 井石 哲哉	本契約は、自動体外式除細動器(AED)の県民への普及を図るための講師養成及び一般市民等を対象とした講習会を実施することを目的としている。 ・医療機関との連携 ・AEDや救急医療に関する知識 ・研修の内容 ・講師の選定 ・AED等の確保 これらは、(社)長崎県医師会によって可能であり、他者では不可能である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
18	福祉保健部	医療政策課	H19.4.26	平成19年度救急医療医師等研修事業委託	1,500,000	長崎市茂里町3-27 社団法人 長崎県医師会 会長 井石 哲哉	<p>本契約は、各地域における救急医療体制を確保するために、救急医療従事者及び救急搬送従事者等に知識、技能を習得させ、緊急時における適正な医療・救護を確保し、各医療体制(初期・二次)における救急医療環境等を向上させることを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連携</li> <li>・救急医療に関する知識</li> <li>・研修の内容</li> <li>・講師の選定</li> </ul> <p>これらは、(社)長崎県医師会によって可能であり、他者では不可能である。</p>	第167条の2 第1項 第2号
19	福祉保健部	医療政策課	H19.5.16	平成19年度救急医療普及啓発事業委託	2,000,000	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 井石 哲哉	<p>本契約は応急手当の習得の講習会の開催や救急医療に関するハンドブック等の作成及び配布により救急医療の普及啓発を図ることを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、消防、市町等の関係機関との連携</li> <li>・救急医療に関する知識</li> </ul> <p>これらは、本県の救急医療体制の円滑な運営を目的として設立された長崎県救急医療財団の事務を引き継いだ長崎県健康事業団によって可能であり、他者では不可能である。</p>	第167条の2 第1項 第2号
20	福祉保健部	医療政策課	H19.6.29	専門分野における質の高い看護師育成事業(がん看護)	3,800,000	長崎市坂本1-7-1 長崎大学医学部・歯学部附属病院 院長 江口 勝美	<p>国の研修実施基準に基づき、県がん診療連携拠点病院である長崎大学医学部・歯学部附属病院へ委託した。</p>	第167条の2 第1項 第2号
21	福祉保健部	医療政策課	H19.6.29	専門分野における質の高い看護師育成事業(糖尿病看護)	3,800,000	長崎市茂里町3-14 日本赤十字社長崎原爆病院 病院長 進藤 和彦	<p>国の研修実施基準を満たす8医療機関に対し実施希望調査を行ったところ、長崎原爆病院のみ実施希望があり、また、当該病院は、各種研修を受け入れ、研修体制が整っているところから委託医療機関とした。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
22	福祉保健部	医療政策課	H19.7.3	抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル製剤75mg) 売買契約	146,475,000	東京都北区浮間五丁目5番1号 中外製薬株式会社 営業本部長 小宮山 和則	<p>本製剤の製造供給元であるエフ・ホフマン・ロシュ社は、2002年に中外製薬(株)に対し日本における抗インフルエンザウイルス薬「タミフルカプセル75」の製造・販売に係る独占的ライセンスを許諾している。</p> <p>一方、このたび購入する行政備蓄用タミフル「タミフルカプセル75 100カプセル(PTP)」は、日本における新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保のために製造されたもので、この商品は中外製薬(株)が直接、国、県に対し販売することとなっている。</p> <p>上述のとおり、特許権等の排他的権利に係るもので、相手方が中外製薬(株)一者に特定される。</p>	特例政令(平成16年政令第344号) 第10条第1項
23	福祉保健部	医療政策課	H19.12.27	平成19年度長崎県緊急被ばく医療ネットワーク調査事業	3,800,000	東京都港区新橋5丁目18-7 財団法人 原子力安全研究協会 理事長 佐藤 一男	<p>本契約は、緊急時において被ばく医療関係者が相互に連携しつつ、効率的で的確な医療活動が実施できるよう、人的ネットワークを構築し、連携を強化するための情報提供・情報の共有化を図ることを目的としており、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急被ばく医療ネットワーク検討会」を開催し、体制及び諸課題についての検討協議、情報交換を行う</li> <li>・マニュアル等の提言、検討協議</li> <li>・医療関係者等の専門的知識や技術レベルの向上を図るとともにネットワーク構築の支援等を実施する。</li> </ul> <p>これらの事業を円滑に運営するためには、緊急被ばく医療の高度な知識とともに、関係機関との広域連携を密接に図ることが可能な人的ネットワークが必要であるが、以前から文部科学省の同等事業を受託し、緊急被ばく医療対策のノウハウを蓄積している(財)原子力安全研究協会によるのみ可能であり、他に事業の円滑な実施ができる団体はない。</p>	第167条の2 第11項 第2号
24	福祉保健部	医療政策課	H20.2.13	離島救急医療標準化事業業務委託	1,525,700	大村市久原2丁目1001番地1 JPTEC長崎 代表世話人 高山 隼人	<p>本団体は、独立行政法人国立病院機構長崎医療センター救命救急センター、長崎大学医学部歯学部付属病院等の医師等、県内消防局・消防本部の救命救急士等によって構成されており、平素より県内において救命救急活動に従事するとともに、医療従事者の観察・処置能力の国際標準化や患者の救命率の向上、早期社会復帰等に寄与することを目的として運営している。当県唯一の救命救急センターのセンター長が代表世話人であり、JPTECの国際標準コース等の指導ができるインストラクターを各離島地域に派遣可能な団体は他にないため、随意契約とする。</p>	第167条の2 第11項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
25	福祉保健部	薬務行政室	H19.4.5	薬事情報伝達事業	1,200,000	長崎市茂里町3番18号 社団法人長崎県薬剤師会 会長 中村博	<p>・本事業を委託する団体としては、財団法人日本医薬情報センターの会員であり、医薬品に関する知識・情報が豊富であることが条件となるが、社団法人長崎県薬剤師会はその条件を満たしている団体である。</p> <p>・また、社団法人長崎県薬剤師会は県内のほぼ全ての薬局が加入していること、社団法人長崎県医師会等の関係団体と常に連携がとれていること、団体内に薬事情報センターを有していること等を考慮すること、医薬品に関する情報の収集・伝達を円滑に実施できる団体であり、県内において類似する団体はない。</p>	第167条の2 第1号 第2号
26	福祉保健部	国保・健康増進課	H19.4.2	平成19年度長崎県難病支援ネットワークの委託	5,687,000	東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1 長崎県難病医療連絡協議会 会長 渋谷 統寿	<p>当協議会は、国の難病特別対策推進事業実施要綱に規定されている「重症難病患者入院施設確保事業(難病支援ネットワーク)を実施するために、県と県内の主な医療機関とで協議し、平成13年度に設置された協議会で、事業を実施するための難病医療専門員を雇用している唯一の団体である。当該団体以外には委託不可能である。</p>	第167号の2 第1項 第2号
27	福祉保健部	国保・健康増進課	H19.4.2	障害者歯科診療及び休日歯科診療業務委託	20,000,000	長崎市茂里町3-19 社団法人長崎県歯科医師会 会長 道津 剛佑	<p>本事業は一般の歯科診療施設での治療が困難な障害者等の診療など県民の歯科診療サービスの確保を目的としている。</p> <p>事業の実施に当たっては、診療行為を伴うものであることから委託先は限定され、また、実施に必要な技術や設備、離島等を巡回して診療を行うための人員の確保等が一般の歯科診療所では困難である。</p> <p>本事業の遂行に必要な要件をすべて備えているのは、県内各地域に支部を持つ本県唯一の歯科医師の団体である(社)長崎県歯科医師会のみであり、委託先としては当団体以外ありえない。</p>	第167号の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
28	福祉保健部	国保・健康増進課	H19.4.2	テレビ番組「週刊健康マガジン」放映業務委託	5,500,000	長崎市茂里町3-27 社団法人長崎県医師会 会長 井石 哲哉	本事業は保健、衛生、健康づくり等の知識の向上を図ることにより、県民の健康を保持、増進することを目的として実施するものである。 県医師会は、県内医療機関のほとんどの医師が会員として加入し、保健・医療等の専門的番組を制作するスタッフ体制を備えており、県医師会の事業として、これまでも医療・健康問題に関する番組を企画、制作し、株式会社テレビ長崎で放映している。本事業に係る番組作成については、専門的知識を有し、また、専門医学、医術の発達・普及と公衆衛生の向上を図ること等を目的として組織されている県医師会に委託することが特定される。	第167号の2 第1項 第2号
29	福祉保健部	国保・健康増進課	H19.5.1	長崎県保健・医療・福祉データ共同分析研究事業に関する委託	2,000,000	長崎市文教町1-14 長崎大学 学長 斎藤 寛	平成18年6月に医療制度改革関連法が制定され、国において保健・医療・福祉の新たな方向性が示されたが、地方で良質なサービスの提供を確保するためには、地域の現状を的確に把握し、その特徴を分析する必要がある。 今回委託する長崎大学公衆衛生学教室は、保健・医療の研究機関として、これまで本県の医療費分析に多く関わってきた実績があり、その成果も優れている。 福祉も含めた保健・医療分野における新たな施策を構築するためには、高度なデータ分析ができる当該団体以外ありえない。	第167号の2 第1項 第2号
30	福祉保健部	国保・健康増進課	H19.7.31	平成19年度長崎県臓器移植対策事業(臓器移植連絡調整・普及啓発)業務委託	1,070,000	諫早市多良見町化屋986-3 (財)長崎県健康事業団 理事長 井石 哲哉	当財団は、厚生労働省の「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」に基づき、本県が設置した臓器移植コーディネーターが常勤している唯一の団体である。当事業を実施するためには、臓器移植医療・提供者への働きかけの知識をもつ臓器移植コーディネーターが欠かせないものであり、当該団体以外には委託事業を実施できない。	第167号の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
31	福祉保健部	国保・健康増進課	19.8.24	地域歯科保健活性化委託事業	9,000,000	長崎市茂里町3番19号 社団法人長崎県歯科医師会 会長 道津 剛佑	<p>本事業は、長崎県での8020運動の積極的な普及啓発と具体的な施策の推進のため、長崎県歯科医師会等各機関・団体と連携して各種歯科保健事業を展開し、円滑かつ効果的な歯科保健推進体制を整備することを目的としている。</p> <p>事業の実施にあたって、歯なまる県産品連携事業については、これまでの県歯科医師会での事業成果を活かすことで、食の関係団体と連携しながら歯科保健の知識・技術をもって県民にわかりやすく幅広い事業展開ができる。</p> <p>また、歯周疾患検診受診状況調査については、調査を実施する際に、県歯科医師会員の協力を得ることで多くの集団の調査ができ、また、専門的見地から分析することで、その結果も有効性が増し今後の事業展開のための基礎資料となり得る。</p> <p>本事業の遂行に必要な用件をすべて備えているのは、県内各地域に支部を持つ長崎県唯一の歯科医師の団体である(社)長崎県歯科医師会のみであり、委託先としては当団体以外あり得ない。</p>	第167号の2 第1項 第2号
32	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業	3,469,700	長崎市滑石5丁目4-6 ナガサキリハビリテーションネットワーク 代表 松坂 誠應	<p>ナガサキリハビリテーションネットワークは、地域リハビリテーションの普及啓発と推進を図ること等を目的に組織されて、地域リハビリテーション事業を推進していくための専門的な知識・技術をもつ人材を有している。県内において、地域リハビリテーション事業を推進していくための専門的な支援、指導が行える期間は、当該団体以外にない。</p>	第167条の2 第1項 第2号
33	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度長崎地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	長崎市茂里町2番41号 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団 理事長 古賀研二	<p>本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。長崎圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：福祉保健部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
34	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度県央地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	大村市協和町779 社団法人大村市医師会 会長 長崎省吾	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県央圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
35	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度県南地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	島原市湖南町6893-2 医療法人社団東洋会 理事長 小島進	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県南圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
36	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度県北地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	平戸市草積町1125番地12 国民健康保険平戸市民病院 平戸市長 白濱信	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。県北圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
37	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度佐世保地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,675,500	佐世保市山手町855-1 医療法人白十字会耀光リハビリテーション病院 院長 井手芳彦	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。佐世保圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
38	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度五島地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,474,200	五島市吉久木町205番地 長崎県離島医療圏組合五島中央病院 院長 神田哲郎	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。五島圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
39	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度下五島地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,474,200	南松浦郡新上五島町青方郷 1549-11 長崎県離島医療圏組合上五島病院 院長 八坂貴宏	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。上五島圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
40	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度壱岐地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,474,200	壱岐市郷ノ浦町東触1626 壱岐市民病院 院長 中田和孝	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。壱岐圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号
41	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年度対馬地域リハビリテーション広域支援センター事業	1,474,200	対馬市厳原町東里303-1 長崎県離島医療圏組合対馬 いづはら病院 院長 森正孝	本事業は、地域リハビリテーション事業が適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図ることにより、高齢者及び障害のある人が介護を要する状態になることを予防し、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的として実施している。対馬圏域で本事業の業務内容を行うために、長崎県地域リハビリテーション協議会において、地域のリハビリテーションに貢献・推進している機関として指定されたもので、この機関以外に業務を委託することは出来ない。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
42	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年介護実習・普及センター運営事業委託	28,269,000	長崎市茂里町3-24 財団法人 長崎県すこやか長寿財団 理事長 宮崎 政宣	<p>委託先は県内の高齢者及びその家族が抱える様々な相談に総合的にかつ一体的に対応するとともに、高齢者介護の実習等を通じて介護知識・介護技術の普及を図り、高齢者及び家族の福祉の増進と明るく活力ある長寿社会づくりを推進することを目的に、県および市町等の出資のもと設立された公益法人で下記全ての要件を満たす県内唯一の団体である。</p> <p>一般県民・家族介護者のみならず、介護専門職員を対象とした広範囲かつ専門的な介護実習を適切に実施できる団体である。</p> <p>高齢者総合業務に従事する職員研修や高齢者相談体制の支援・連携を図るにあたり、県内の高齢者やその家族からの相談に長年対応してきた実績を有し、県内の高齢者の実情に精通している。</p> <p>国が定める運営要綱に基づき、県内の福祉・保健・医療・行政等関係団体の代表者で構成される委員により、事業の適切な運営がなされる団体である。</p>	第167条の2 第1項 第2号
43	福祉保健部	長寿社会課	H19.4.2	平成19年認知症介護実践研修事業委託	6,500,000	長崎市茂里町3-24 財団法人 長崎県すこやか長寿財団 理事長 宮崎 政宣	<p>この研修は、認知症高齢者に対する介護サービスを提供するための専門的な知識及び技術を習得させることを目的としており、また、国の制度に準じて実施する必要があり、その内容上、研修実施団体にも専門性が要求される。長崎県すこやか長寿財団は、介護知識や介護技術の普及も含め長寿社会の支援を行う公益法人であり、高齢者介護に関する各種研修を実施しており、十分な専門性が認められる。また、財団には平成14年度からこの研修を委託しており、その間蓄積されたノウハウはもとより、財団を中心とした講師や協力スタッフ、協力実施施設の支援体制が確立している。適正な事業実施が可能で、受託可能な団体は財団以外になく、委託先として適当である。</p>	第167条の2 第1項 第2号
44	福祉保健部	長寿社会課	H19.8.8	平成19年度長崎県敬老祝品売買単価契約	9,351,168	長崎市大黒町3-1 社団法人 長崎県物産振興協会 専務理事 森内 久登	<p>社団法人 長崎県物産振興協会は県の外郭団体で、県産品の販売・発送を通常業務とし、信頼性も高く、敬老祝品の購入先選定の必須条件である下記要件を全て満たす唯一の者であるため。</p> <p>県が指定する商品((株)長崎五島うどん製の五島手延うどんセット)の取扱いをしており、かつ4,700個以上の受注が可能であること。</p> <p>4,700箇所以上の納入場所への発送業務ができること。</p> <p>個人情報の保護に関して、信頼性の高い業者であること。</p> <p>送料込みで商品の取扱いができ、納入先不在による再送等に柔軟に対応できること。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：福祉保健部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
45	福祉保健部	長寿社会課	H19.8.15	平成19年度地域包括支援センター職員研修委託	2,775,000	東京都港区虎ノ門3-8-2 1 財団法人 長寿社会開発センター理事長 伍島 忠春	平成12年5月1日付老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知により、事業の実施主体は都道府県及び指定都市であり、その事業の全部又は一部を財団法人 長寿社会開発センター内の「地域ケア・介護予防研修センター」等に委託して実施することが出来るものとなっている。現在のところ、県内には、本研修を適正に実施出来る団体はなく、これまでの研修実績がある当センターに委託することが適切かつ効果的であると判断した。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
46	福祉保健部	長寿社会課	H19.9.3	平成19年度認知症 地域医療支援事業委 託	2,076,000	長崎市茂里町3-27 社団法人 長崎県医師会 会長 井石 哲哉	「地域医療支援事業」は、「認知症サポート医 研修」「かかりつけ医認知症対応力向上研修」 「普及啓発事業」の3事業により実施するもので あるが、「医師」を対象とした研修・普及事業である。 医療の専門的な知識と講師(医師)の確保、業務 形態を考慮した研修日程の調整・設定など、研修 等を実施するにあたっては、医師や市郡医師会の 事情に精通し、調整能力を有していることが必要と なる。 このため、委託先は、多くの医師が加入する「社 団法人 長崎県医師会」の外にない。	第167条の2 第1項第2号
47	福祉保健部	長寿社会課	H19.9.4	平成19年度介護支 援専門員実務従事者 基礎研修及び介護支 援専門員専門研修並 びに主任介護支援専 門員研修業務委託	17,821,440	熊本県熊本市尾ノ上1-9- 16財団法人 総合健康推進 財団理事長	当該委託事業は、一般競争入札により実施した が、応札業者がなく委託先として想定される業者3 社について、受託の意志を打診したところ1社のみ が応じたものである。	第167条の2 第1項第2号
48	福祉保健部	長寿社会課	H19.9.19	平成19年主治医研 修委託	1,200,000	長崎市茂里町3-28 社団法人 長崎県医師会 会長 井石 哲哉	医療の専門的な知識と介護保険制度に関する知 識を兼ね備えた講師(医師)の確保、受講者(医 師)の業務形態を考慮した研修日程の調整・設定 など、研修を実施するにあたっては、医師や市郡医 師会の事情精通し、調整能力を有していることが必 要となり、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
49	福祉保健部	長寿社会課	H19.10.9	平成19年度認知症地 域支援体制構築等推 進事業委託	3,500,000	大村市西三城8 社会福祉法人 大村市社会 福祉協議会 会長 林 忠篤	認知症対策等総合支援事業(平成18年老発第 0530002号 厚生労働省老健局長通知)に定める 「認知症地域支援体制構築等推進事業」において は、地域において、認知症の本人と家族を支える ためには、認知症への対応を行うマンパワーや拠 点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連 携しながら有効な支援を行う体制が必要であり、こ のような先駆的な支援体制の構築を図るため、モ デル地区を選定し、事業を実施し、その成果を普及 することを目的としている。本事業では、「認知症 地域支援推進会議」を設置しモデル地域の選定が 定められており、同会議において検討の結果、長 崎市、西海市、大村市社会福祉協議会が、適当と 認められた。以上により、委託申し込み先はこの3 団体のほかにない。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
50	福祉保健部	長寿社会課	H19.10.15	平成19年度認知症地域支援体制構築等推進事業委託	3,200,000	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2222 西海市長 山下 純一郎	認知症対策等総合支援事業(平成18年老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知)に定める「認知症地域支援体制構築等推進事業」においては、地域において、認知症の本人と家族を支えるためには、認知症への対応を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制が必要であり、このような先駆的な支援体制の構築を図るため、モデル地区を選定し、事業を実施し、その成果を普及することを目的としている。本事業では、「認知症地域支援推進会議」を設置しモデル地域の選定が定められており、同会議において検討の結果、長崎市、西海市、大村市社会福祉協議会が、適当と認められた。以上により、委託申し込み先はこの3団体のほかにはない。	第167条の2 第1項第2号
51	福祉保健部	長寿社会課	H19.12.5	平成19年度認知症地域支援体制構築等推進事業委託	2,714,000	長崎市桜町2-22 長崎市長 田上 富久	認知症対策等総合支援事業(平成18年老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知)に定める「認知症地域支援体制構築等推進事業」においては、地域において、認知症の本人と家族を支えるためには、認知症への対応を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制が必要であり、このような先駆的な支援体制の構築を図るため、モデル地区を選定し、事業を実施し、その成果を普及することを目的としている。本事業では、「認知症地域支援推進会議」を設置しモデル地域の選定が定められており、同会議において検討の結果、長崎市、西海市、大村市社会福祉協議会が、適当と認められた。以上により、委託申し込み先はこの3団体のほかにはない。	第167条の2 第1項第2号
52	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	重症心身障害児(者)通園事業委託料	16,349,880	諫早市小長井町遠竹2474番地6 社会福祉法人 聖家族会 理事長 中山 和子	本事業は、各利用者の状態に応じて個別に支援プログラムを作成し、理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うものであり、重症心身障害児等に対する支援を専門的に行うことのできる体制や技術が求められる。県内の重症心身障害児施設等で、本事業を実施するにあたり求められる職員配置基準を満たし、施設入所者の処遇に支障のない範囲で本事業に利用できる設備を整え、療育及び緊急時における医療の確保が可能である施設は4施設以外になく、本事業の委託先として適当である。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
53	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	同上	16,349,880	佐世保市柚木町1279番地 1 社会福祉法人 蓮華園 理 事長 桑原 良誓	同上	同上
54	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	同上	16,349,880	島原市立野町丙1900番地 19 社会福祉法人 島原手をつ なぐ育成会 理事長 原 留 男	同上	同上
55	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	同上	16,349,880	諫早市有喜町537-2 社会福祉法人 幸生会 理 事長 山田 幸儀	同上	同上
56	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	愛の県民運動事業委 託料	4,600,000	長崎市茂里町3番24号 社会福祉法人 長崎県社会 福祉協議会 専務理事 草 原 輝幸	県下の福祉向上を目的とし、本事業を遂行できる 適当な公共的団体は他にはなく、今年度も1者随 意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
57	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	長崎県障害者スポー ツ大会開催事業委託 料	6,115,000	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者スポーツ協会 会長 廣川 豊	委託先である県障害者スポーツ協会は、障害者の スポーツの普及、振興を図ることにより、スポーツ 活動の日常化及び障害者の心身の健康維持・体 力増強を図り、より積極的な社会参加を維持し、生 活の質の向上を図ることを目的として障害者団体 が組織した団体で、当事業の委託団体として最も 適当であり、また、他に本事業の委託先として適当 な団体はない。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
58	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	知的障害者スポーツ 大会開催事業委託料	2,000,000	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者社会参加推進 センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、障害者自立支援法の地域生活支援事業における「都道府県地域生活支援事業」の「その他の事業」の「社会参加促進事業」を受託実施のために、国の要綱に基づき設置した団体であり、知的障害者スポーツ大会開催事業は当該事業の中の1事業である。 (障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会作りに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として障害者団体が組織した団体で、当事業の委託団体として最も適当であり、また、他に本事業の委託先として適当な団体はない。)	第167条の2 第1項第2号
59	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	平成19年度地域生活 支援事業委託料	26,182,000	長崎市茂里町3-24 長崎県障害者社会参加推進 センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、これまで「障害者社会参加総合推進事業」(現 地域生活支援事業)を受託実施するために、国の要綱に基づき設置した団体であり、本事業を円滑に遂行できる適当な団体は他にない。	第167条の2 第1項第2号
60	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	平成19年度障害者 就業・生活支援セン ター事業委託料	5,192,160	諫早市福田町357 社会福祉法人南高愛隣会 (諫早通勤寮) 理事長 田島 良昭	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認めた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項第2号
61	福祉保健部	障害福祉課	H19.4.2	平成19年度障害者 就業・生活支援セン ター事業委託料	5,192,160	北松浦郡江迎町乱橋免570 -1 社会福祉法人民生会(佐世 保通勤寮) 理事長 松田 正民	本事業は、長崎労働局が実施する雇用安定等事業と併せて、一体的に実施する事業であり、事業を委託する法人については、長崎労働局が雇用安定等事業の委託を行うことが適当と認めた法人に本事業も委託することが国の要綱に定められており、長崎労働局が当該法人を委託先として選定したため。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
62	福祉保健部	障害福祉課	H19.5.1	長崎県退院促進支援ネットワーク事業委託料	1,201,000	佐世保市八幡町1番10号 佐世保市長 朝長 則男	本事業は、精神科病院の長期入院患者の退院促進を行いつつ、各保健福祉圏域毎の社会資源の確保を行うと共に、関係機関のネットワークを構築する事業であり、県立保健所のある圏域では県が実施している。佐世保市圏域については、県立保健所と同等の機能を果たしうる佐世保市保健所があるため、佐世保市に事業を委託するのが最も適当である。	第167条の2 第1項第2号
63	福祉保健部	障害福祉課	H19.6.1	全国障害者スポーツ大会選手団強化訓練及び派遣事業委託料	16,367,020	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者スポーツ協会 会長 廣川 豊	委託先である県障害者スポーツ協会は、障害者のスポーツの普及、振興を図ることにより、スポーツ活動の日常化及び障害者の心身の健康維持・体力増強を図り、より積極的な社会参加を維持し、生活の質の向上を図ることを目的として障害者団体が組織した団体で、当事業の委託団体として最も適当であり、また、他に当事業の委託先として適当な団体はない。	第167条の2 第1項第2号
64	福祉保健部	障害福祉課	H19.6.1	自殺実態調査に係る委託料	1,500,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人 長崎大学 学長 齋藤 寛	本事業は、効果的な自殺対策を実施するため、長崎県の自殺の実態について把握を行い、今後の支援策等を検討することを目的としているが、長崎大学は、自殺問題について専門的な知識・技術等をもつ研究者を有している機関であり、事業目的に最も合致した機関である。	第167条の2 第1項第2号
65	福祉保健部	障害福祉課	H19.6.29	長崎県退院促進支援ネットワーク事業委託料	1,578,000	長崎市桜町2番22号 長崎市長 田上 富久	本事業は、精神科病院の長期入院患者の退院促進を行いつつ、各保健福祉圏域毎の社会資源の確保を行うと共に、関係機関のネットワークを構築する事業であり、県立保健所のある圏域では県が実施している。長崎市圏域については、県立保健所と同等の機能を果たしうる長崎市保健所があるため、長崎市に事業を委託するのが最も適当である。	第167条の2 第1項第2号
66	福祉保健部	障害福祉課	H19.7.18	障害福祉サービス指定事業者等管理システムソフトウェア購入	3,990,000	佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7 (株)佐賀電算センター 代表取締役 宮地 大治	平成19年10月から、障害福祉サービス事業の支払事務がインターネット請求に変更されることに伴い、指定事業者等の情報を国民健康保険団体連合会へ伝送するための事業者台帳管理システムソフトが必要となった。 障害福祉サービス事業のシステムソフトを販売している業者は2社あるが、管理、伝送しなければならない事業所台帳情報について、障害福祉サービス事業を含む32事業全部を管理できる仕様のソフトを販売しているのは、1社のみであった。	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：福祉保健部

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
67	福祉保健部	障害福祉課	H19.8.1	平成19年度長崎県 相談支援従事者研修 等事業委託	1,100,000	長崎市茂里町3-24 長崎県障害者社会参加推進 センター 所長 廣川 豊	委託先である長崎県障害者社会参加推進センターは、障害者自立支援法の地域生活支援事業を受託するために、国の要綱に基づいて設置された団体で、当事業の実施などを通じて各障害に精通しており、委託団体として最も適当であり、他に本事業の委託先として適当な団体はない。	第167条の2 第1項第2号
68	福祉保健部	障害福祉課	H19.9.3	平成19年度字幕入り 映像ライブラリー作品 制作業務委託	2,409,750	東京都新宿区新宿1丁目23 番1号 社会福祉法人聴力障害者情 報文化センター 理事長 金 田 一郎	委託先である(社)聴力障害者情報文化センターは、聴覚障害者の情報に関する種々の業務、研究を行っている。また、作成する字幕入りビデオ等は、一般のテレビ番組に字幕を挿入するため番組制作会社の著作権許諾が必要である。その交渉から字幕入りテープ等の制作までを全て行っているのは当センターだけであり、他に委託先として適当な団体はない。また、厚生労働省からも委託先として指定されている。	第167条の2 第1項第2号
69	福祉保健部	障害福祉課	H19.12.3	平成19年度長崎県 サービス管理責任者 研修事業委託	1,100,000	長崎市茂里町3番24号 長崎県障害者社会参加推進 センター 所長 廣川 豊	委託先である県障害者社会参加推進センターは、障害者自立支援法の地域生活支援事業を受託するために国の要綱に基づいて設置された団体で、各障害に関係する事業を実施しており、委託団体として最も適当であり、また、ほかに本事業を遂行できる適当な団体はない。	第167条の2 第1項第2号
70	福祉保健部	障害福祉課	H20.1.30	障害者支援施設の サービスに関する調 査業務委託	1,050,000	長崎市元船町9-15 有限会社みかんコミュニケー ションズ 代表取締役 森 美紀	主婦や学生を対象に、障害者支援施設の製品ニーズに関する調査を実施するにあたり専門的なノウハウが必要なので、プロポーザル方式により最も優秀な応募者と随意契約(1者)することとした。なお、有限会社みかんコミュニケーションズが最高得点獲得者であったため、見積徴取業者に決定した。	第167条の2 第1項第2号
71	福祉保健部	障害福祉課	H20.2.18	工賃倍増に関する企 業ニーズ調査及びセ ミナー事業委託	7,875,000	長崎市古町56 株式会社帝国データバンク 長崎支店 支店長 矢ヶ部 岩男	企業を対象に、障害者支援施設の製品ニーズに関する調査を実施し、施設職員が工賃を上げるために必要な意識向上セミナーを実施するなど、専門的なノウハウが必要なので、プロポーザル方式により最も優秀な応募者と随意契約(1者)することとした。なお、株式会社帝国データバンク長崎支店が最高得点獲得者であったため、見積徴取業者とした。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
72	福祉保健部	原爆被爆者対策課	H19.4.2	平成19年度在韓被爆者支援事業業務委託	43,750,000	大韓民国 ソウル特別市中 区南山洞3街32 大韓赤十字社 事務総長 張 錫準	本事業は、国からの受託事業であり、在韓被爆者に対する保健医療助成費支給事務、手当及び葬祭費支給事務を委託している。厚生労働省と大韓赤十字社の間で人件費、その他事務費等を調整の上、額の決定が行われるため、他に代わる機関はない。	第167条の2 第1項 第2号
73	福祉保健部	原爆被爆者対策課	H19.4.2	在韓被爆者保健医療助成事業業務委託	369,200,000	大韓民国 ソウル特別市中 区南山洞3街32 大韓赤十字社 事務総長 張 錫準	韓国内で、韓国政府から委託を受け在韓被爆者への事業を実施している唯一の団体である。本事業は国からの受託事業であり、厚生労働省と受託団体間で額の決定が行われているため、他に代わる機関はない。	第167条の2 第1項 第2号
74	福祉保健部	原爆被爆者対策課	H19.4.2	平成19年度被爆者定期健康診断実施等の通知事務委託	6,931,500	諫早市多良見町化屋986-3 財団法人 長崎県健康事業 団理事長 井石 哲哉	県は当該事業団に対して被爆者の85%に関する健康診断を委託しているため、未受診者への受託通知を行う当該業務を委託することにより、事業の円滑な実施と個人情報の保護を担保している。	第167条の2 第1項 第2号
75	福祉保健部	原爆被爆者対策課	H19.7.2	医師等派遣事業及び受入医師研修事業業務委託	2,450,000	長崎市江戸町2-13 長崎・ヒバクシャ医療国際協 力会 会長 井石 哲哉	受託団体は当該事業の実施について13年間の実績を持つ。また、事業目的の達成に必要な被爆者医療の専門病院、研究機関等で構成され、事務局を中心に各構成機関の連携が確立されており、業務を円滑に遂行できる県内唯一の団体である。	第167条の2 第1項 第2号
76	福祉保健部	西彼保健所	H19.4.2	西彼保健所庁舎機械警備業務委託	3,780,000	長崎市旭町3-6 長崎総合警備 株式会社 代表取締役社長 山田俊治	機械警備業務委託については、契約開始時に請負業者が機械を設置し業務を行うこととなる。機種については、各業者により違い、請負業者が変われば、既設機械の撤去、新機械の設置等の作業に時間を要し、その間の警備に支障を生じる恐れがある。また、それに要する経費等の面からも、県、業者双方にとって不利益となるため随意契約とする。 (機器設置日 平成14年11月1日)	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
77	福祉保健部	五島保健所	H19.4.2	犬捕獲抑留委託業務	3,132,892	個人のため未記入	特殊業務のため管内には他に対応可能な業者が見あたらないため。金額は生活衛生課にて決定。	第167条の2 第1項第2号
78	福祉保健部	舌岐保健所	H19.4.2	犬捕獲抑留等業務委託	2,899,848	個人のため未記入	当業務は犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異な性質をもった業務であり、業務に関して地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要がある。 契約相手方は、地域、地形及び犬猫の習性等を熟知しており、経験豊富で技術性も高い。また、当業務は地域住民とのトラブルも少なくないが、対人力もあり、最も信頼できる者である。 現在のところ他に適当な人物が見当たらないが、競争入札による契約は、前記したような業務の特殊性・困難性から、委託目的が十分に達成されないおそれがあり、適しないと判断した。	第167条の2 第1項 第2号
79	福祉保健部	対馬保健所	H19.4.2	犬捕獲抑留等業務委託	3,132,892	個人のため未記入	犬捕獲抑留は狂犬病予防法に基づく資格が必要であり業務の性質及び目的から競争入札に適さないものであるため。	第167条の2 第1項 第2号
80	福祉保健部	佐世保看護学校	H19.4.2	平成19年度臨地実習管理委託	4,000,000	佐世保市平瀬町9-3 佐世保市病院事業管理者 齊藤泰	本契約は、本校の看護師養成のための主たる実習施設である佐世保市立総合病院での実習の実施に付随して病院から受ける施設利用・指導経費の委託契約である。佐世保市立総合病院は、長きに渡って本校学生を実習生として受け入れており、また多くの看護師の方が本校の非常勤講師として指導されている状況である。実習施設の確保は、学校運営の重要事項であるが、実習施設の選定はその目的や性質上、競争入札に適しないと判断したため。	第167条の2 第1項 第2号
81	福祉保健部	こども医療福祉センター	H19.4.2	庁舎警備業務委託	2,995,200	個人のため未記入	本契約の受託者(3名)については、警備会社への委託価格に比べてかなり安価な金額で、受託していただいております。当センターへの特殊性(病院兼福祉施設)にも長年の勤務から業務に精通されており、本年度も委託するのに十分な能力と経験を有されていたため。	第167条の2 第1項 第7号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令適用条項
82	福祉保健部	こども医療福祉 センター	H19.4.2	医事電算システム 賃貸借	1,475,460	長崎市栄町5番1号 株式会社NDKCOM 代表取締役社長 久保 東	前年度まで医事業務としてシステムのリース料込みで1者随意契約をしていたが、本年度より医事業務と医事システムのリース料を分けて契約する事になったが、医事システムは使用しているソフトにより互換性が無いため現在までに蓄積したデータの変換作業に2ヶ月ないしは3ヶ月以上の準備期間とデータ移行経費に300万程の金額が予定されるが、準備期間も予算措置も出来なかったため当センターの業務の性質上、業務を直ちに次の業者に引き継ぐ事は困難であり現在の契約業者と1者随意契約を締結したが有利であることと、対外的に医事業務を支障なく継続させることが必要のため。	第167条の2 第1項 第2号